

3 . 被 爆 者 援 護 法 に よ る 手 当 等 の 支 給

3 被爆者援護法による手当等の支給

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（略称「被爆者援護法」）（平成7年7月1日施行）に基づき、医療特別手当等各種手当を支給することにより被爆者の福祉の向上を図っている。

（１）旧原爆特別措置法の変遷

制定年月日	内 容
昭和43年5月20日	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定され、9月1日施行された。 特別手当 月額10,000円 健康管理手当 月額 3,000円（65歳以上、身障者、母子の母親等） 介護手当 1日 300円 医療手当 入院や通院の日数に基づき支給 いずれも所得税額が17,200円以下である者に支給される。
昭和44年3月29日	同法施行令及び同法施行規則の一部改正（44.4.1施行） 特別手当の所得税額による支給制限の緩和 支給額が所得税額によって10,000円と5,000円に分けられた。 所得税額17,200円 → 10,000円 17,201～22,700円 → 5,000円 健康管理手当の支給対象の拡大 健康管理手当支給対象に「水晶体混濁による視機能障害（白内障）」を追加。
昭和44年7月25日	同法の一部改正（44.4.1適用） 葬祭料の支給 特別被爆者が死亡したとき（その死亡が原爆の傷害作用の影響でないことが明らかである場合を除く。）にその葬祭を行う者に10,000円を支給。
昭和45年5月12日	同法施行令の一部改正（45.4.1施行） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 17,200円 → 29,200円 17,201～22,700円 → 29,201～37,000円 健康管理手当、介護手当、医療手当 17,200円 → 29,200円 介護手当の支給基準の変更（増額） 介護日数20日以上 10,000円以内 10～19日まで 7,500円以内 9日まで 5,000円以内
昭和46年3月30日	同法の一部改正（46.4.1施行） 健康管理手当の年齢制限の緩和 支給対象となる高齢者の範囲が65歳以上の者から、60歳以上の者となった。

昭和 47 年 5 月 8 日	同法施行令の一部改正（47.4.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 29,200円 → 48,400円 29,201～37,000円 → 48,401～54,700円 健康管理手当、介護手当、医療手当 29,200円 → 48,400円 医療手当、葬祭料の支給額の増額 医療手当 3,000円 → 4,000円 5,000円 → 6,000円 葬祭料 10,000 円 → 16,000 円
昭和 47 年 5 月 29 日	同法の一部改正（47.4.1適用） 健康管理手当の年齢制限の緩和 支給対象となる高齢者の範囲が60歳以上の者から、55歳以上の者となった。 健康管理手当の支給額の増額 3,000 円 → 4,000 円
昭和 48 年 4 月 19 日	同法施行令の一部改正（48.4.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 48,400円 → 71,070円 48,401～54,700円 → 71,071～77,330円 健康管理手当、介護手当、医療手当 48,400 円 → 71,070 円
昭和 48 年 7 月 3 日	同法及び同法施行令の一部改正（48.10.1適用） 特別手当、健康管理手当、医療手当の支給額の増額 特別手当 10,000円 → 11,000円 健康管理手当 4,000円 → 5,000円 医療手当 4,000円 → 5,000円 6,000円 → 7,000円 健康管理手当の年齢制限緩和 支給対象となる高齢者の範囲が 55 歳以上の者から 50 歳以上の者となった。
昭和 49 年 4 月 23 日	同法施行令の一部改正（49.4.1施行） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 71,070円 → 80,000円 71,071～77,330円 → 80,001～86,500円 健康管理手当、介護手当、医療手当 71,070 円 → 80,000 円

昭和 49 年 6 月 17 日	同法及び同法施行令の一部改正 各種手当の支給額の増額（49.9.1施行） <table><tr><td>特別手当</td><td>11,000円</td><td>→</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>5,000円</td><td>→</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>医療手当</td><td>5,000円</td><td>→</td><td>7,500円</td></tr><tr><td></td><td>7,000円</td><td>→</td><td>9,500円</td></tr><tr><td>介護手当</td><td>5,000円</td><td>→</td><td>9,000円</td></tr><tr><td></td><td>7,500円</td><td>→</td><td>13,500円</td></tr><tr><td></td><td>10,000円</td><td>→</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>葬祭料</td><td>16,000円</td><td>→</td><td>22,000円</td></tr></table> 特別手当支給範囲の拡大（49.9.1施行） 認定患者であった者で、当該認定に係る負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者にも月額7,500円を支給。 健康管理手当の年齢制限の緩和、支給対象の拡大（49.9.1施行） 支給対象となる老齢者の範囲が50歳以上の者から、45歳以上の者となった。 支給対象に「呼吸器機能障害」「運動器機能障害」を追加。 従来的一般被爆者にも各種手当を支給（49.10.1施行）	特別手当	11,000円	→	15,000円	健康管理手当	5,000円	→	7,500円	医療手当	5,000円	→	7,500円		7,000円	→	9,500円	介護手当	5,000円	→	9,000円		7,500円	→	13,500円		10,000円	→	18,000円	葬祭料	16,000円	→	22,000円				
特別手当	11,000円	→	15,000円																																		
健康管理手当	5,000円	→	7,500円																																		
医療手当	5,000円	→	7,500円																																		
	7,000円	→	9,500円																																		
介護手当	5,000円	→	9,000円																																		
	7,500円	→	13,500円																																		
	10,000円	→	18,000円																																		
葬祭料	16,000円	→	22,000円																																		
昭和 50 年 5 月 8 日	同法施行令の一部改正（50.6.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 <table><tr><td>特別手当</td><td>80,000円</td><td>→</td><td>117,500円</td></tr><tr><td></td><td>80,001～86,500円</td><td>→</td><td>117,501～125,000円</td></tr><tr><td>健康管理手当、介護手当、医療手当</td><td>80,000円</td><td>→</td><td>117,500円</td></tr></table>	特別手当	80,000円	→	117,500円		80,001～86,500円	→	117,501～125,000円	健康管理手当、介護手当、医療手当	80,000円	→	117,500円																								
特別手当	80,000円	→	117,500円																																		
	80,001～86,500円	→	117,501～125,000円																																		
健康管理手当、介護手当、医療手当	80,000円	→	117,500円																																		
昭和 50 年 7 月 8 日	同法及び同法施行令の一部改正（50.10.1施行） 各種手当の支給額の増額 <table><tr><td>特別手当</td><td>7,500円</td><td>→</td><td>12,000円</td></tr><tr><td></td><td>15,000円</td><td>→</td><td>24,000円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>7,500円</td><td>→</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>医療手当</td><td>7,500円</td><td>→</td><td>12,000円</td></tr><tr><td></td><td>9,500円</td><td>→</td><td>14,000円</td></tr><tr><td>介護手当</td><td>9,000円</td><td>→</td><td>11,500円</td></tr><tr><td></td><td>13,500円</td><td>→</td><td>17,250円</td></tr><tr><td></td><td>18,000円</td><td>→</td><td>23,000円</td></tr><tr><td>葬祭料</td><td>22,000円</td><td>→</td><td>33,000円</td></tr></table>	特別手当	7,500円	→	12,000円		15,000円	→	24,000円	健康管理手当	7,500円	→	12,000円	医療手当	7,500円	→	12,000円		9,500円	→	14,000円	介護手当	9,000円	→	11,500円		13,500円	→	17,250円		18,000円	→	23,000円	葬祭料	22,000円	→	33,000円
特別手当	7,500円	→	12,000円																																		
	15,000円	→	24,000円																																		
健康管理手当	7,500円	→	12,000円																																		
医療手当	7,500円	→	12,000円																																		
	9,500円	→	14,000円																																		
介護手当	9,000円	→	11,500円																																		
	13,500円	→	17,250円																																		
	18,000円	→	23,000円																																		
葬祭料	22,000円	→	33,000円																																		

	健康管理手当の年齢制限の撤廃 従来より45歳以上の者を対象としていた年齢制限が撤廃された。 保健手当の新設 2 km以内で直接被爆した者に月額6,000円を支給。 家族介護手当の新設 住宅の寝たきりの被爆者で家族の介護を受けている者に月額4,000円を支給。
昭和 51 年 5 月 25 日	同法施行令の一部改正（51.6.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 117,500円 → 183,800円 117,501～125,000円 → 183,801～195,000円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 117,500円 → 183,800円
昭和 51 年 6 月 5 日	同法及び同法施行令の一部改正（51.10.1施行） 各種手当の支給額の増額 特別手当 12,000円 → 13,500円 24,000円 → 27,000円 健康管理手当 12,000円 → 13,500円 保健手当 6,000円 → 6,800円 医療手当 12,000円 → 13,500円 14,000円 → 15,500円 介護手当 11,500円 → 13,000円 17,250円 → 19,500円 23,000円 → 26,000円 〃（家族介護） 4,000円 → 5,000円 葬祭料 33,000円 → 44,000円
昭和 52 年 5 月 31 日	同法及び同法施行令の一部改正 各種手当の所得税額による支給制限の緩和（52.6.1適用） 特別手当 183,800円 → 233,600円 183,801～195,000円 → 233,601～252,100円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 183,800円 → 233,600円 特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額（52.8.1施行） 特別手当 13,500円 → 15,000円 27,000円 → 30,000円 健康管理手当 13,500円 → 15,000円

	保健手当 6,800円 → 7,500円
昭和 52 年 6 月 17 日	同法施行令の一部改正（52.8.1施行） 医療手当、介護手当、葬祭料の増額 医療手当 13,500円 → 15,000円 15,500円 → 17,000円 介護手当 13,000円 → 14,000円 19,500円 → 21,000円 26,000円 → 28,000円 〃（家族介護）5,000円 → 5,500円 葬祭料 44,000円 → 62,000円
昭和 53 年 5 月 1 日	同法施行令の一部改正（53.6.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 233,600円 → 354,300円 233,601～252,100円 → 354,301～380,400円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 233,600円 → 354,300円
昭和 53 年 6 月 27 日	同法及び同法施行令の一部改正（53.8.1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当、医療手当、介護手当、葬祭料 の支給額の増額 特別手当 15,000円 → 16,500円 30,000円 → 33,000円 健康管理手当 15,000円 → 16,500円 保健手当 7,500円 → 8,300円 医療手当 15,000円 → 16,500円 17,000円 → 18,500円 介護手当 14,000円 → 14,500円 21,000円 → 21,750円 28,000円 → 29,000円 〃（家族介護）5,500円 → 6,250円 葬祭料 62,000円 → 74,000円
昭和 53 年 7 月 10 日	同法施行令の一部改正 健康管理手当の支給対象の拡大 支給対象に「潰瘍による消化器機能障害」を追加

昭和54年 5 月22日	同法施行令の一部改正（54.6.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 354,300円 → 436,800円 354,301～380,400円 → 436,801～470,100円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 354,300円 → 436,800円
昭和54年 5 月29日	同法の一部改正（54.8.1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 特別手当 16,500円 → 30,000円 33,000円 → 60,000円 健康管理手当 16,500円 → 20,000円 保健手当 8,300円 → 10,000円
昭和54年 6 月30日	同法施行令の一部改正（54.8.1施行） 医療手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 医療手当 16,500円 → 20,000円 18,500円 → 22,000円 介護手当 14,500円 → 15,000円 21,750円 → 22,500円 29,000円 → 30,000円 〃（家族介護） 6,250円 → 8,000円 葬祭料 74,000円 → 80,000円
昭和55年 5 月13日	同法施行令の一部改正（55.6.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 436,800円 → 492,600円 436,801～470,100円 → 492,601～539,900円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 436,800円 → 492,600円
昭和55年 5 月16日	同法の一部改正（55.8.1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 特別手当 30,000円 → 33,800円 60,000円 → 67,500円 30,000円 → 33,750円（一部制限） 健康管理手当 20,000円 → 22,500円 保健手当 10,000円 → 11,300円

昭和55年 6 月20日	同法施行令の一部改正（55.8.1施行） 医療手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 医療手当 20,000円 → 22,500円 22,000円 → 24,500円 介護手当 15,000円 → 15,450円 22,500円 → 23,180円 30,000円 → 30,900円 "（家族介護） 8,000円 → 9,250円 葬祭料 80,000円 → 85,000円
昭和56年 5 月29日	同法施行令の一部改正（56.6.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 492,600円 → 578,100円 492,601～539,900円 → 578,101～647,500円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 492,600円 → 578,100円
昭和56年 6 月 9 日	同法の一部改正（56.8.1施行） 医療特別手当、原子爆弾小頭症手当の創設（所得制限なし） 医療特別手当 98,000円 原子爆弾小頭症手当 33,600円 保健手当の加算分の新設及び特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 特別手当 33,800円 → 36,000円 健康管理手当 22,500円 → 24,000円 保健手当 11,300円 → 12,000円 "（加算分新設） 24,000円
昭和56年 6 月23日	同法施行令の一部改正（56.8.1施行） 介護手当の改善及び介護手当、葬祭料の支給額の増額 介護手当 30,900円 23,180円 → 1,605円×介護を受けた日数 15,450円 （月額32,100円以内） "（家族介護） 9,250円 → 10,000円 葬祭料 85,000円 → 97,000円

	健康管理手当 25,100円 → 25,600円 保健手当 12,600円 → 12,800円 " (加算分) 25,100円 → 25,600円 介護手当 1,680円×介護を受けた日数 → 1,790円×介護を受けた日数 月額33,600円以内 月額35,800円以内 (家族介護) 10,550円 → 10,800円
昭和60年 5月 1日	同法施行令の一部改正 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当(60.5.1施行) 特別手当、健康管理手当、保健手当(60.6.1施行) 792,300円 → 811,700円
昭和60年 6月14日	同法の一部改正(60.6.1施行) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健 手当の支給額の増額 医療特別手当 104,400円 → 108,000円 特別手当 38,400円 → 39,800円 原子爆弾小頭症手当 35,800円 → 37,100円 健康管理手当 25,600円 → 26,500円 保健手当 12,800円 → 13,300円 " (加算分) 25,600円 → 26,500円
昭和60年 6月21日	同法施行令の一部改正(60.6.1施行) 介護手当、葬祭料の支給額の増額 介護手当 1,790円×介護を受けた日数 → 1,825円×介護を受けた日数 月額35,800円以内 月額36,500円以内 (家族介護) 10,800円 → 11,250円 葬祭料 105,000円 → 113,000円
昭和61年 4月30日	同法施行令の一部改正 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当(61.5.1施行) 特別手当、健康管理手当、保健手当(61.6.1施行) 811,700円 → 877,000円

昭和63年 4 月30日	同法施行令の一部改正 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当（ 63.5.1施行 ） 特別手当、健康管理手当、保健手当（ 63.6.1施行 ） 953,500円 → 848,000円
昭和63年 5 月24日	同法及び同法施行令の一部改正（ 63.4.1適用 ） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の支給額の増額 医療特別手当 111,600円 → 112,000円 特別手当 41,100円 → 41,300円 原子爆弾小頭症手当 38,400円 → 38,500円 健康管理手当 27,400円 → 27,500円 保健手当 13,700円 → 13,800円 " （加算分） 27,400円 → 27,500円 介護手当 1,910円×介護を受けた日数 → 1,930円×介護を受けた日数 月額38,200円以内 月額38,600円以内 （家族介護） 11,650円 → 11,700円
平成元年 4 月28日	同法施行令の一部改正 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当（ 元.5.1施行 ） 特別手当、健康管理手当、保健手当（ 元.6.1施行 ） 848,000円 → 798,000円
平成元年 6 月30日	同法及び同法施行令の一部改正（ 元.4.1適用 ） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 （ 現行 ） （ 4月1日 ） （ 10月1日 ） 医療特別手当 112,000円 → 112,800円 → 115,600円 特別手当 41,300円 → 41,600円 → 42,600円 原子爆弾小頭症手当 38,500円 → 38,800円 → 39,800円 健康管理手当 27,500円 → 27,700円 → 28,400円 保健手当 13,800円 → 13,900円 → 14,200円 " （加算分） 27,500円 → 27,700円 → 28,400円

	介護手当 1,930円×介護を受けた日数 → 1,970円×介護を受けた日数 月額38,600円以内 月額39,400円以内 (家族介護) 11,700円 → 11,800円 → 12,100円 葬祭料 119,000円 → 127,000円 手当額の自動改定 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の来年度以降の額は、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をもとに改定されることになった。
平成元年12月22日	同法及び同法施行令の一部改正 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の平成元年4月から同年9月までの月分の手当の額を同年10月以降の月分の手当額と同額とした。 介護に係る重度の障害者に支給される介護手当の最低補償額については、平成元年4月と同年10月に変更があったが、同年4月から9月までの額を、同年10月以後に受けた介護に係る当該最低補償額と同額とした。
平成2年3月26日	同法施行令の一部改正(2.4.1施行) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数のその前年分に対する変動率を基準として、4月1日より手当額を引き上げる。 医療特別手当 115,600円 → 118,260円 特別手当 42,600円 → 43,580円 原子爆弾小頭症手当 39,800円 → 40,720円 健康管理手当 28,400円 → 29,050円 保健手当 14,200円 → 14,530円 〃 (加算分) 28,400円 → 29,050円 介護手当、葬祭料の支給額の増額 介護手当 1,970円×介護を受けた日数 → 2,025円×介護を受けた日数 月額39,400円以内 月額40,500円以内 (家族介護) 12,100円 → 12,380円 葬祭料 127,000円 → 130,000円

	特別手当等の支給制限関係 特別手当、健康管理手当、保健手当及び介護手当については、従来、本人、その配偶者又は本人の生計を維持する扶養義務者の所得税の額が、798,000円を超えるときは、支給を行わないこととされていたが、各手当の従前の支給率が維持されるようこの所得税の額を838,200円に改める。																								
平成 3 年 3 月29日	同法施行令の一部改正（3.4.1施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>118,260円</td><td>→</td><td>121,840円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>43,580円</td><td>→</td><td>44,900円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>40,720円</td><td>→</td><td>41,950円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>29,050円</td><td>→</td><td>29,930円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>14,530円</td><td>→</td><td>14,970円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>29,050円</td><td>→</td><td>29,930円</td></tr></table> 同法施行規則の一部改正（3.4.1施行） 健康管理手当の認定期間の延長 造血機能障害等を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害については1年を3年に、その他の疾病については3年を5年に改める。	医療特別手当	118,260円	→	121,840円	特別手当	43,580円	→	44,900円	原子爆弾小頭症手当	40,720円	→	41,950円	健康管理手当	29,050円	→	29,930円	保健手当	14,530円	→	14,970円	〃（加算分）	29,050円	→	29,930円
医療特別手当	118,260円	→	121,840円																						
特別手当	43,580円	→	44,900円																						
原子爆弾小頭症手当	40,720円	→	41,950円																						
健康管理手当	29,050円	→	29,930円																						
保健手当	14,530円	→	14,970円																						
〃（加算分）	29,050円	→	29,930円																						
平成 3 年 4 月12日	同法施行令の一部改正 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当（3.5.1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当（3.6.1施行） 838,200円 → 2,950,000円 介護手当の支給額の増額（3.6.1施行） 介護手当 <table><tr><td>2,025円×介護を受けた日数</td><td>→</td><td>重度障害</td><td>94,500円以内 （最低19,130円）</td></tr><tr><td>月額40,500円以内 （家族介護）</td><td></td><td>中度障害</td><td>63,000円以内</td></tr><tr><td></td><td>12,380円</td><td>→</td><td>19,130円</td></tr></table>	2,025円×介護を受けた日数	→	重度障害	94,500円以内 （最低19,130円）	月額40,500円以内 （家族介護）		中度障害	63,000円以内		12,380円	→	19,130円												
2,025円×介護を受けた日数	→	重度障害	94,500円以内 （最低19,130円）																						
月額40,500円以内 （家族介護）		中度障害	63,000円以内																						
	12,380円	→	19,130円																						

平成 4 年 3 月 27 日	同法施行令の一部改正（4.4.1施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>121,840円</td><td>→</td><td>125,890円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>44,900円</td><td>→</td><td>46,390円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>41,950円</td><td>→</td><td>43,340円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>29,930円</td><td>→</td><td>30,930円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>14,970円</td><td>→</td><td>15,460円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>29,930円</td><td>→</td><td>30,930円</td></tr></table>	医療特別手当	121,840円	→	125,890円	特別手当	44,900円	→	46,390円	原子爆弾小頭症手当	41,950円	→	43,340円	健康管理手当	29,930円	→	30,930円	保健手当	14,970円	→	15,460円	〃（加算分）	29,930円	→	30,930円
医療特別手当	121,840円	→	125,890円																						
特別手当	44,900円	→	46,390円																						
原子爆弾小頭症手当	41,950円	→	43,340円																						
健康管理手当	29,930円	→	30,930円																						
保健手当	14,970円	→	15,460円																						
〃（加算分）	29,930円	→	30,930円																						
平成 4 年 4 月 10 日	同法施行令の一部改正（4.4.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当...平成 4 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 ...平成 4 年 6 月以降の月分から適用 2,950,000円 → 3,227,600円 介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）月額</td><td>94,500円以内</td><td>→</td><td>98,100円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）月額</td><td>63,000円以内</td><td>→</td><td>65,400円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）月額</td><td>19,130円</td><td>→</td><td>19,770円</td></tr></table> 葬祭料の支給額の引き上げ <table><tr><td>葬祭料</td><td>130,000円</td><td>→</td><td>140,000円</td></tr></table>	介護手当（重度障害）月額	94,500円以内	→	98,100円以内	〃（中度障害）月額	63,000円以内	→	65,400円以内	〃（家族介護）月額	19,130円	→	19,770円	葬祭料	130,000円	→	140,000円								
介護手当（重度障害）月額	94,500円以内	→	98,100円以内																						
〃（中度障害）月額	63,000円以内	→	65,400円以内																						
〃（家族介護）月額	19,130円	→	19,770円																						
葬祭料	130,000円	→	140,000円																						
平成 5 年 3 月 26 日	同法施行令の一部改正（5.4.1施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>125,890円</td><td>→</td><td>127,970円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>46,390円</td><td>→</td><td>47,160円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>43,340円</td><td>→</td><td>44,060円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>30,930円</td><td>→</td><td>31,440円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>15,460円</td><td>→</td><td>15,720円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>30,930円</td><td>→</td><td>31,440円</td></tr></table>	医療特別手当	125,890円	→	127,970円	特別手当	46,390円	→	47,160円	原子爆弾小頭症手当	43,340円	→	44,060円	健康管理手当	30,930円	→	31,440円	保健手当	15,460円	→	15,720円	〃（加算分）	30,930円	→	31,440円
医療特別手当	125,890円	→	127,970円																						
特別手当	46,390円	→	47,160円																						
原子爆弾小頭症手当	43,340円	→	44,060円																						
健康管理手当	30,930円	→	31,440円																						
保健手当	15,460円	→	15,720円																						
〃（加算分）	30,930円	→	31,440円																						

平成 5 年 4 月 1 日	同法施行令の一部改正（5.4.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当...平成 5 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 ...平成 5 年 6 月以降の月分から適用 3,227,600円 → 3,473,200円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害）月額98,100円以内 → 101,030円以内 〃 （中度障害）月額65,400円以内 → 67,350円以内 〃 （家族介護）月額19,770円 → 20,090円 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 140,000円 → 142,000円
平成 6 年 3 月18日	同法施行令の一部改正（5.4.1施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 医療特別手当 127,970円 → 129,700円 特別手当 47,160円 → 47,800円 原子爆弾小頭症手当 44,060円 → 44,660円 健康管理手当 31,440円 → 31,860円 保健手当 15,720円 → 15,930円 〃 （加算分） 31,440円 → 31,860円
平成 6 年 4 月15日	同法施行令の一部改正（6.4.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当...平成 6 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 ...平成 6 年 6 月以降の月分から適用 3,473,200円 → 3,565,600円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害）月額101,030円以内 → 103,050円以内 〃 （中度障害）月額 67,350円以内 → 68,700円以内 〃 （家族介護）月額 20,090円 → 20,370円 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 142,000円 → 149,000円

平成 6 年 6 月 29 日	同法施行令の一部改正（6.10.1施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>129,700円</td><td>→</td><td>135,400円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>47,800円</td><td>→</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>44,660円</td><td>→</td><td>46,600円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>31,860円</td><td>→</td><td>33,300円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>15,930円</td><td>→</td><td>16,700円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>31,860円</td><td>→</td><td>33,300円</td></tr></table>	医療特別手当	129,700円	→	135,400円	特別手当	47,800円	→	50,000円	原子爆弾小頭症手当	44,660円	→	46,600円	健康管理手当	31,860円	→	33,300円	保健手当	15,930円	→	16,700円	〃（加算分）	31,860円	→	33,300円																
医療特別手当	129,700円	→	135,400円																																						
特別手当	47,800円	→	50,000円																																						
原子爆弾小頭症手当	44,660円	→	46,600円																																						
健康管理手当	31,860円	→	33,300円																																						
保健手当	15,930円	→	16,700円																																						
〃（加算分）	31,860円	→	33,300円																																						
平成 6 年 9 月 14 日	同法施行令の一部改正（6.10.1適用） 介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（家族介護）月額</td><td>20,370円</td><td>→</td><td>21,300円</td></tr></table>	介護手当（家族介護）月額	20,370円	→	21,300円																																				
介護手当（家族介護）月額	20,370円	→	21,300円																																						
平成 7 年 3 月 27 日	同法施行令の一部改正（7.4.1適用） 各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当...平成 7 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 ...平成 7 年 6 月以降の月分から適用 <table><tr><td></td><td>3,565,600円</td><td>→</td><td>3,607,600円</td></tr></table> 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>135,400円</td><td>→</td><td>136,350円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>50,000円</td><td>→</td><td>50,350円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>46,600円</td><td>→</td><td>46,930円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>33,300円</td><td>→</td><td>33,530円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>16,700円</td><td>→</td><td>16,820円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>33,330円</td><td>→</td><td>33,530円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額103,050円以内</td><td>→</td><td>104,180円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 68,700円以内</td><td>→</td><td>69,540円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,300円</td><td>→</td><td>21,410円</td></tr></table>		3,565,600円	→	3,607,600円	医療特別手当	135,400円	→	136,350円	特別手当	50,000円	→	50,350円	原子爆弾小頭症手当	46,600円	→	46,930円	健康管理手当	33,300円	→	33,530円	保健手当	16,700円	→	16,820円	〃（加算分）	33,330円	→	33,530円	介護手当（重度障害）	月額103,050円以内	→	104,180円以内	〃（中度障害）	月額 68,700円以内	→	69,540円以内	〃（家族介護）	月額 21,300円	→	21,410円
	3,565,600円	→	3,607,600円																																						
医療特別手当	135,400円	→	136,350円																																						
特別手当	50,000円	→	50,350円																																						
原子爆弾小頭症手当	46,600円	→	46,930円																																						
健康管理手当	33,300円	→	33,530円																																						
保健手当	16,700円	→	16,820円																																						
〃（加算分）	33,330円	→	33,530円																																						
介護手当（重度障害）	月額103,050円以内	→	104,180円以内																																						
〃（中度障害）	月額 68,700円以内	→	69,540円以内																																						
〃（家族介護）	月額 21,300円	→	21,410円																																						

(2) 被爆者援護法の変遷 (原爆被爆者各種手当等)

制定年月日	内 容																				
平成 6 年12月16日	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定され、平成 7 年 7 月 1 日から施行された。 被爆者に対する医療特別手当等の支給について、旧原爆特別措置法と同様の規定の設置 健康管理手当等の手当に係る所得制限の撤廃 特別葬祭給付金の支給																				
平成 7 年 2 月17日	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令」が制定され、平成 7 年 7 月 1 日から施行された。 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当については、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table border="0"> <tr> <td>医療特別手当</td><td>月額136,350円</td></tr> <tr> <td>特別手当</td><td>月額 50,350円</td></tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 46,930円</td></tr> <tr> <td>健康管理手当</td><td>月額 33,530円</td></tr> <tr> <td>保健手当</td><td>月額 16,820円</td></tr> <tr> <td>〃 (ただし書き該当者)</td><td>月額 33,530円</td></tr> <tr> <td>介護手当 (重度障害)</td><td>月額104,180円以内</td></tr> <tr> <td>〃 (中度障害)</td><td>月額 69,450円以内</td></tr> <tr> <td>〃 (家族介護)</td><td>月額 21,410円</td></tr> <tr> <td>葬祭料</td><td>149,000円</td></tr> </table>	医療特別手当	月額136,350円	特別手当	月額 50,350円	原子爆弾小頭症手当	月額 46,930円	健康管理手当	月額 33,530円	保健手当	月額 16,820円	〃 (ただし書き該当者)	月額 33,530円	介護手当 (重度障害)	月額104,180円以内	〃 (中度障害)	月額 69,450円以内	〃 (家族介護)	月額 21,410円	葬祭料	149,000円
医療特別手当	月額136,350円																				
特別手当	月額 50,350円																				
原子爆弾小頭症手当	月額 46,930円																				
健康管理手当	月額 33,530円																				
保健手当	月額 16,820円																				
〃 (ただし書き該当者)	月額 33,530円																				
介護手当 (重度障害)	月額104,180円以内																				
〃 (中度障害)	月額 69,450円以内																				
〃 (家族介護)	月額 21,410円																				
葬祭料	149,000円																				
平成 8 年 4 月 1 日	原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等の額の改定の特例措置について 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当については、平成 7 年度の全国消費者物価指数の変動率を基準とした手当額の改定は行わず、平成 7 年度と同額に据え置かれた。																				

平成 8 年 4 月10日	同法施行令の一部改正（8.4.1適用） 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額104,180円以内→105,080円以内 ” （中度障害） 月額 69,450円以内→ 70,050円以内 ” （家族介護） 月額 21,410円 → 21,410円(据置) 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 149,000円 →166,000円 （適用 ・平成 8 年 4 月 1 日以後に受けた介護に係る介護手当分から）
平成 9 年 3 月19日	同法施行令の一部改正（9.4.1適用） 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,080円以内→105,980円以内 ” （中度障害） 月額 70,050円以内→ 70,650円以内 ” （家族介護） 月額 21,410円 → 21,410円(据置) 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 166,000円 →171,000円 適用 ・平成 9 年 4 月 1 日以後に受けた介護に係る介護手当及び死亡分から
平成10年 3 月27日	同法施行令の一部改正（10.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額136,350円 →138,790円 特別手当 月額 50,350円 → 51,250円 原子爆弾小頭症手当 月額 46,930円 → 47,770円 健康管理手当 月額 33,530円 → 34,130円 保健手当 月額 16,820円 → 17,120円 ”（ただし書き該当者）月額 33,530円 → 34,130円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,980円以内→107,100円以内 ” （中度障害） 月額 70,650円以内→ 71,400円以内 ” （家族介護） 月額 21,410円 → 21,780円 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 171,000円 →175,000円 適用 ・平成10年 3 月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成10年 3 月以前に受けた介護に係る介護手当及び同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額は、従前の例による。

平成 12 年 3 月 19 日	同法施行令の一部改正（11.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当
------------------	---

平成15年 3月31日	同法施行令の一部改正（15.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額139,600円</td><td>→ 138,380円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 51,550円</td><td>→ 51,100円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 48,050円</td><td>→ 47,630円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 34,330円</td><td>→ 34,030円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17,220円</td><td>→ 17,070円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 34,330円</td><td>→ 34,030円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額108,300円以内</td><td>→ 106,100円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 72,200円以内</td><td>→ 70,730円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,920円</td><td>→ 21,720円</td></tr></table> 適用 ・平成15年 3月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成15年 3月以前に受けた介護に係る介護手当の額は、従前の例による。	医療特別手当	月額139,600円	→ 138,380円	特別手当	月額 51,550円	→ 51,100円	原子爆弾小頭症手当	月額 48,050円	→ 47,630円	健康管理手当	月額 34,330円	→ 34,030円	保健手当	月額 17,220円	→ 17,070円	〃（ただし書き該当者）	月額 34,330円	→ 34,030円	介護手当（重度障害）	月額108,300円以内	→ 106,100円以内	〃（中度障害）	月額 72,200円以内	→ 70,730円以内	〃（家族介護）	月額 21,920円	→ 21,720円			
医療特別手当	月額139,600円	→ 138,380円																													
特別手当	月額 51,550円	→ 51,100円																													
原子爆弾小頭症手当	月額 48,050円	→ 47,630円																													
健康管理手当	月額 34,330円	→ 34,030円																													
保健手当	月額 17,220円	→ 17,070円																													
〃（ただし書き該当者）	月額 34,330円	→ 34,030円																													
介護手当（重度障害）	月額108,300円以内	→ 106,100円以内																													
〃（中度障害）	月額 72,200円以内	→ 70,730円以内																													
〃（家族介護）	月額 21,920円	→ 21,720円																													
平成15年 7月25日	同法施行令の一部改正（15.8.1適用） 「健康管理手当認定期間の見直しについて」 病状が固定化しているもの及びおおむね 5 年を越える治療を要するものについては、認定期間の上限を設けないこととなり、平成15年 7月以前に認定を受け、8月以降も認定期間があるものについても満了月における新たな申請は不要となった。 <table><tr><th>障害の種類</th><th>主な疾病名</th><th>最高限度期間</th></tr><tr><td rowspan="2">造血機能障害</td><td>鉄欠乏性貧血</td><td>3 年</td></tr><tr><td>貧血（再生不良性貧血を除く）</td><td>5 年</td></tr><tr><td>潰瘍による消化器機能障害</td><td>胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎</td><td>3 年</td></tr><tr><td>内分泌腺機能障害</td><td>甲状腺機能亢進症</td><td>5 年</td></tr><tr><td>水晶体混濁による視機能障害</td><td>白内障</td><td>5 年</td></tr><tr><td colspan="2">（認定期間の上限を設けない障害）</td><td rowspan="6">終身</td></tr><tr><td>造血機能障害</td><td>再生不良性貧血</td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td>肝硬変</td></tr><tr><td>細胞増殖機能障害</td><td>悪性新生物</td></tr><tr><td>内分泌腺機能障害</td><td>糖尿病、甲状腺機能低下症</td></tr><tr><td>脳血管障害</td><td>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞</td></tr></table>	障害の種類	主な疾病名	最高限度期間	造血機能障害	鉄欠乏性貧血	3 年	貧血（再生不良性貧血を除く）	5 年	潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎	3 年	内分泌腺機能障害	甲状腺機能亢進症	5 年	水晶体混濁による視機能障害	白内障	5 年	（認定期間の上限を設けない障害）		終身	造血機能障害	再生不良性貧血	肝臓機能障害	肝硬変	細胞増殖機能障害	悪性新生物	内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能低下症	脳血管障害	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞
障害の種類	主な疾病名	最高限度期間																													
造血機能障害	鉄欠乏性貧血	3 年																													
	貧血（再生不良性貧血を除く）	5 年																													
潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎	3 年																													
内分泌腺機能障害	甲状腺機能亢進症	5 年																													
水晶体混濁による視機能障害	白内障	5 年																													
（認定期間の上限を設けない障害）		終身																													
造血機能障害	再生不良性貧血																														
肝臓機能障害	肝硬変																														
細胞増殖機能障害	悪性新生物																														
内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能低下症																														
脳血管障害	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞																														

	<table><tr><td>循環器機能障害</td><td>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患</td></tr><tr><td>腎臓機能障害</td><td>ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全</td></tr><tr><td>呼吸器機能障害</td><td>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症</td></tr><tr><td>運動器機能障害</td><td>変形性関節症、変形性脊椎症</td></tr></table>	循環器機能障害	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患	腎臓機能障害	ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全	呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症	運動器機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症																								
循環器機能障害	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患																																
腎臓機能障害	ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全																																
呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症																																
運動器機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症																																
平成16年 3 月31日	同法施行令の一部改正（16.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額138,380円</td><td>→ 137,840円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 51,100円</td><td>→ 50,900円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 47,630円</td><td>→ 47,440円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 34,030円</td><td>→ 33,900円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17,070円</td><td>→ 17,000円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 34,030円</td><td>→ 33,900円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額106,100円以内</td><td>→ 104,970円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 70,730円以内</td><td>→ 69,970円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,720円</td><td>→ 21,650円</td></tr></table> 葬祭料の支給額の引き上げ <table><tr><td>葬祭料</td><td>189,000円</td><td>→ 193,000円</td></tr></table> 適用 ・平成16年 3 月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成16年 3 月以前に受けた介護に係る介護手当の額及び死亡分の葬祭料の額は、従前の例による。			医療特別手当	月額138,380円	→ 137,840円	特別手当	月額 51,100円	→ 50,900円	原子爆弾小頭症手当	月額 47,630円	→ 47,440円	健康管理手当	月額 34,030円	→ 33,900円	保健手当	月額 17,070円	→ 17,000円	〃（ただし書き該当者）	月額 34,030円	→ 33,900円	介護手当（重度障害）	月額106,100円以内	→ 104,970円以内	〃（中度障害）	月額 70,730円以内	→ 69,970円以内	〃（家族介護）	月額 21,720円	→ 21,650円	葬祭料	189,000円	→ 193,000円
医療特別手当	月額138,380円	→ 137,840円																															
特別手当	月額 51,100円	→ 50,900円																															
原子爆弾小頭症手当	月額 47,630円	→ 47,440円																															
健康管理手当	月額 34,030円	→ 33,900円																															
保健手当	月額 17,070円	→ 17,000円																															
〃（ただし書き該当者）	月額 34,030円	→ 33,900円																															
介護手当（重度障害）	月額106,100円以内	→ 104,970円以内																															
〃（中度障害）	月額 70,730円以内	→ 69,970円以内																															
〃（家族介護）	月額 21,720円	→ 21,650円																															
葬祭料	189,000円	→ 193,000円																															
平成18年 3 月30日	同法施行令の一部改正（18.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額137,840円</td><td>→ 137,430円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 50,900円</td><td>→ 50,750円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 47,440円</td><td>→ 47,300円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 33,900円</td><td>→ 33,800円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17,000円</td><td>→ 16,950円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33,900円</td><td>→ 33,800円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額104,970円以内</td><td>→ 104,590円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 69,970円以内</td><td>→ 69,720円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,650円</td><td>→ 21,570円</td></tr></table>			医療特別手当	月額137,840円	→ 137,430円	特別手当	月額 50,900円	→ 50,750円	原子爆弾小頭症手当	月額 47,440円	→ 47,300円	健康管理手当	月額 33,900円	→ 33,800円	保健手当	月額 17,000円	→ 16,950円	〃（ただし書き該当者）	月額 33,900円	→ 33,800円	介護手当（重度障害）	月額104,970円以内	→ 104,590円以内	〃（中度障害）	月額 69,970円以内	→ 69,720円以内	〃（家族介護）	月額 21,650円	→ 21,570円			
医療特別手当	月額137,840円	→ 137,430円																															
特別手当	月額 50,900円	→ 50,750円																															
原子爆弾小頭症手当	月額 47,440円	→ 47,300円																															
健康管理手当	月額 33,900円	→ 33,800円																															
保健手当	月額 17,000円	→ 16,950円																															
〃（ただし書き該当者）	月額 33,900円	→ 33,800円																															
介護手当（重度障害）	月額104,970円以内	→ 104,590円以内																															
〃（中度障害）	月額 69,970円以内	→ 69,720円以内																															
〃（家族介護）	月額 21,650円	→ 21,570円																															

平成 24 年 3 月 30 日	同法施行令の一部改正（24.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額136,890円</td><td>→ 136,480円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 50,550円</td><td>→ 50,400円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 47,110円</td><td>→ 46,970円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 33,670円</td><td>→ 33,570円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 16,880円</td><td>→ 16,830円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33,670円</td><td>→ 33,570円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額104,530円以内</td><td>→ 104,290円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 69,680円以内</td><td>→ 69,520円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,500円</td><td>→ 21,420円</td></tr></table>	医療特別手当	月額136,890円	→ 136,480円	特別手当	月額 50,550円	→ 50,400円	原子爆弾小頭症手当	月額 47,110円	→ 46,970円	健康管理手当	月額 33,670円	→ 33,570円	保健手当	月額 16,880円	→ 16,830円	〃（ただし書き該当者）	月額 33,670円	→ 33,570円	介護手当（重度障害）	月額104,530円以内	→ 104,290円以内	〃（中度障害）	月額 69,680円以内	→ 69,520円以内	〃（家族介護）	月額 21,500円	→ 21,420円
医療特別手当	月額136,890円	→ 136,480円																										
特別手当	月額 50,550円	→ 50,400円																										
原子爆弾小頭症手当	月額 47,110円	→ 46,970円																										
健康管理手当	月額 33,670円	→ 33,570円																										
保健手当	月額 16,880円	→ 16,830円																										
〃（ただし書き該当者）	月額 33,670円	→ 33,570円																										
介護手当（重度障害）	月額104,530円以内	→ 104,290円以内																										
〃（中度障害）	月額 69,680円以内	→ 69,520円以内																										
〃（家族介護）	月額 21,500円	→ 21,420円																										
平成 25 年 9 月 26 日	同法施行令の一部改正（25.10.1適用） 手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額136,480円</td><td>→ 135,540円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 50,400円</td><td>→ 50,050円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 46,970円</td><td>→ 46,650円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 33,570円</td><td>→ 33,330円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 16,830円</td><td>→ 16,720円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33,570円</td><td>→ 33,330円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（家族介護）</td><td>月額 21,420円</td><td>→ 21,270円</td></tr></table>	医療特別手当	月額136,480円	→ 135,540円	特別手当	月額 50,400円	→ 50,050円	原子爆弾小頭症手当	月額 46,970円	→ 46,650円	健康管理手当	月額 33,570円	→ 33,330円	保健手当	月額 16,830円	→ 16,720円	〃（ただし書き該当者）	月額 33,570円	→ 33,330円	介護手当（家族介護）	月額 21,420円	→ 21,270円						
医療特別手当	月額136,480円	→ 135,540円																										
特別手当	月額 50,400円	→ 50,050円																										
原子爆弾小頭症手当	月額 46,970円	→ 46,650円																										
健康管理手当	月額 33,570円	→ 33,330円																										
保健手当	月額 16,830円	→ 16,720円																										
〃（ただし書き該当者）	月額 33,570円	→ 33,330円																										
介護手当（家族介護）	月額 21,420円	→ 21,270円																										
平成 26 年 3 月 31 日	同法施行令の一部改正（26.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額135,540円</td><td>→ 135,130円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 50,050円</td><td>→ 49,900円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 46,650円</td><td>→ 46,510円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 33,330円</td><td>→ 33,230円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 16,720円</td><td>→ 16,670円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33,330円</td><td>→ 33,230円</td></tr></table> 介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（家族介護）</td><td>月額 21,270円</td><td>→ 21,210円</td></tr></table> 葬祭料の支給額の引き上げ <table><tr><td>葬祭料</td><td>201,000円</td><td>→ 206,000円</td></tr></table>	医療特別手当	月額135,540円	→ 135,130円	特別手当	月額 50,050円	→ 49,900円	原子爆弾小頭症手当	月額 46,650円	→ 46,510円	健康管理手当	月額 33,330円	→ 33,230円	保健手当	月額 16,720円	→ 16,670円	〃（ただし書き該当者）	月額 33,330円	→ 33,230円	介護手当（家族介護）	月額 21,270円	→ 21,210円	葬祭料	201,000円	→ 206,000円			
医療特別手当	月額135,540円	→ 135,130円																										
特別手当	月額 50,050円	→ 49,900円																										
原子爆弾小頭症手当	月額 46,650円	→ 46,510円																										
健康管理手当	月額 33,330円	→ 33,230円																										
保健手当	月額 16,720円	→ 16,670円																										
〃（ただし書き該当者）	月額 33,330円	→ 33,230円																										
介護手当（家族介護）	月額 21,270円	→ 21,210円																										
葬祭料	201,000円	→ 206,000円																										

平成 27 年 3 月 25 日	同法施行令の一部改正（27.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額135,130円 → 138,380円 特別手当 月額 49,900円 → 51,100円 原子爆弾小頭症手当 月額 46,510円 → 47,630円 健康管理手当 月額 33,230円 → 34,030円 保健手当 月額 16,670円 → 17,070円 〃（ただし書き該当者）月額 33,230円 → 34,030円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額104,290円以内→104,570円以内 〃（中度障害） 月額 69,520円以内→ 69,710円以内 〃（家族介護） 月額 21,210円 → 21,720円
平成 28 年 3 月 31 日	同法施行令の一部改正（28.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額138,380円 → 139,460円 特別手当 月額 51,100円 → 51,500円 原子爆弾小頭症手当 月額 47,630円 → 48,000円 健康管理手当 月額 34,030円 → 34,300円 保健手当 月額 17,070円 → 17,200円 〃（ただし書き該当者）月額 33,230円 → 34,300円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額104,570円以内→104,950円以内 〃（中度障害） 月額 69,710円以内→ 69,960円以内 〃（家族介護） 月額 21,720円 → 21,900円
平成 29 年 3 月 31 日	同法施行令の一部改正（29.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ 医療特別手当 月額139,460円 → 139,330円 特別手当 月額 51,500円 → 51,450円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,000円 → 47,950円 健康管理手当 月額 34,300円 → 34,270円 保健手当 月額 17,200円 → 17,180円 〃（ただし書き該当者）月額 34,300円 → 34,270円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額104,950円以内→105,130円以内 〃（中度障害） 月額 69,960円以内→ 70,080円以内 介護手当の支給額の引き下げ 介護手当（家族介護） 月額 21,900円 → 21,870円 同法施行令の一部改正（30.4.1適用）

平成 30 年 3 月 31 日	手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額139,330円 → 140,000円 特別手当 月額 51,450円 → 51,700円 原子爆弾小頭症手当 月額 47,950円 → 48,180円 健康管理手当 月額 34,270円 → 34,430円 保健手当 月額 17,180円 → 17,270円 〃（ただし書き該当者）月額 34,270円 → 34,430円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,130円以内→105,290円以内 〃（中度障害） 月額 70,080円以内→ 70,190円以内 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 21,870円 → 21,980円
平成 31 年 3 月 29 日	同法施行令の一部改正（31.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額140,000円 → 141,360円 特別手当 月額 51,700円 → 52,200円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,180円 → 48,650円 健康管理手当 月額 34,430円 → 34,770円 保健手当 月額 17,270円 → 17,440円 〃（ただし書き該当者）月額 34,430円 → 34,770円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,290円以内→105,460円以内 〃（中度障害） 月額 70,190円以内→ 70,300円以内 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 21,980円 → 22,190円
令和 2 年 3 月 30 日	同法施行令の一部改正（R2.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額141,360円 → 142,170円 特別手当 月額 52,200円 → 52,500円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,650円 → 48,930円 健康管理手当 月額 34,770円 → 34,970円 保健手当 月額 17,440円 → 17,540円 〃（ただし書き該当者）月額 34,770円 → 34,970円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,460円以内→105,560円以内 〃（中度障害） 月額 70,300円以内→ 70,360円以内 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 22,190円 → 22,320円

令和3年3月31日	同法施行令の一部改正（R3.4.1適用） 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 209,000円 → 212,000円
令和4年3月25日	同法施行令の一部改正（R4.4.1適用） 手当の支給額の引き下げ 医療特別手当 月額142,170円 → 141,900円 特別手当 月額 52,500円 → 52,400円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,930円 → 48,840円 健康管理手当 月額 34,970円 → 34,900円 保健手当 月額 17,540円 → 17,500円 〃（ただし書き該当者）月額 34,970円 → 34,900円 介護手当の支給額の引き下げ 介護手当（家族介護） 月額 22,320円 → 22,280円
令和5年3月30日	同法施行令の一部改正（R5.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額141,900円 → 145,420円 特別手当 月額 52,400円 → 53,700円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,840円 → 50,050円 健康管理手当 月額 34,900円 → 35,760円 保健手当 月額 17,500円 → 17,940円 〃（ただし書き該当者）月額 34,900円 → 35,760円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,560円以内→105,800円以内 〃（中度障害） 月額 70,360円以内→ 70,520円以内 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 22,280円 → 22,830円
令和6年3月29日	同法施行令の一部改正（R6.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額145,420円 → 150,020円 特別手当 月額 53,700円 → 55,400円 原子爆弾小頭症手当 月額 50,050円 → 51,630円 健康管理手当 月額 35,760円 → 36,900円 保健手当 月額 17,940円 → 18,500円 〃（ただし書き該当者）月額 35,760円 → 36,900円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,800円以内→106,820円以内 〃（中度障害） 月額 70,520円以内→ 71,200円以内

	介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 22,830円 → 23,550円 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 212,000円 → 215,000円
令和7年3月26日	同法施行令の一部改正（R7.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額150,020円 → 154,090円 特別手当 月額 55,400円 → 56,900円 原子爆弾小頭症手当 月額 51,630円 → 53,030円 健康管理手当 月額 36,900円 → 37,900円 保健手当 月額 18,500円 → 19,000円 〃（ただし書き該当者）月額 36,900円 → 37,900円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額106,820円以内→109,770円以内 〃（中度障害） 月額 71,200円以内→ 73,170円以内 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 23,550円 → 24,190円 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 215,000円 → 219,000円
令和8年3月27日	同法施行令の一部改正（R8.4.1適用） 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額154,090円 → 159,100円 特別手当 月額 56,900円 → 58,750円 原子爆弾小頭症手当 月額 53,030円 → 54,760円 健康管理手当 月額 37,900円 → 39,130円 保健手当 月額 19,000円 → 19,620円 〃（ただし書き該当者）月額 37,900円 → 39,130円 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額109,770円以内→113,740円以内 〃（中度障害） 月額 73,170円以内→ 75,820円以内 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 24,190円 → 24,970円 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 219,000円 → 222,000円

(3) 各種手当等の概要

(令和 8 年 4 月改訂)

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		支給金額
医療特別 手 当 (法第24条)	原子爆弾の傷害作用により現に治療を要するけがや病気の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた被爆者であつて、現在、認定を受けたけがや病気の状態が続いている人。		月額 159,100円
特別手当 (法第25条)	上記の認定を受けた被爆者で、認定を受けたけがや病気が治った人。		月額 58,750円
原子爆弾 小頭症手当 (法第26条)	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者。		月額 54,760円
健康管理 手 当 (法第27条)	次の11障害のいずれかをともなう疾病にかかっている人。 造血機能障害 腎臓機能障害 肝臓機能障害 視機能障害 細胞増殖機能障害 呼吸器機能障害 内分泌腺機能障害 運動器機能障害 脳血管障害 潰瘍による消化器機能障害 循環器機能障害		月額 39,130円
保健手当 (法第28条)	爆心地から 2 キロメートル以内で直接被爆した人。(その人の胎児を含む。)	(ア)厚生労働省令で定める一定範囲の身体の障害がある人。 (イ)配偶者、子及び孫のいない一人暮らしの人。	月額 39,130円
		上記(ア)(イ)に該当しない人。	月額 19,620円
介護手当 (法第31条)	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けた人。	介護人等を雇って費用を支払ったとき。	重度障害 月額 113,740円以内 中度障害 月額 75,820円以内
		家族介護(重度障害)	月額 24,970円
葬 祭 料 (法第32条)	被爆者が死亡したとき、葬祭を行う人。(交通事故、自殺、先天性疾病等その死亡原因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなきときは支給されない。)		222,000円
備 考	1. 健康管理手当の継続申請 手当の期間が満了した後も、なお厚生労働省令で定める疾病の状態にあるときには、期間満了の月内に申請すると引き続いて受給できる。 2. 医療特別手当、特別手当、健康管理手当及び保健手当は、併給できない。 3. 介護手当は、他の手当と併給することができる。		

(4) 各種手当等の支給状況

(単位 : 人、件、千円)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
医療特別手当	年度末受給者	336	292	260	244	223	207
	延べ支給件数	4,200	3,722	3,378	3,058	2,847	2,650
	支給金額	597,090	529,157	479,341	444,695	427,029	408,286
特別手当	年度末受給者	134	151	140	122	115	115
	延べ支給件数	1696	1882	1803	1,650	1,479	1,397
	支給金額	89,041	98,805	94,477	88,603	81,947	79,497
原子爆弾小頭症手当	年度末受給者	0	0	0	0	0	1
	延べ支給件数	0	0	0	0	0	11
	支給金額	0	0	0	0	0	583
健康管理手当	年度末受給者	8,321	7,703	6,963	6,364	5,732	5,176
	延べ支給件数	104,052	96,661	88,534	80,460	73,048	65,660
	支給金額	3,638,700	3,380,231	3,089,838	2,877,215	2,695,465	2,488,482
保健手当	年度末受給者	59	53	50	45	38	37
	延べ支給件数	772	666	622	577	493	456
	支給金額	15,727	13,704	12,608	12,063	10,795	10,232
介護手当	年度末受給者	76	68	68	62	58	47
	延べ支給件数	1,149	1,077	876	823	924	722
	支給金額	30,003	29,927	24,956	24,324	28,021	21,690
葬 祭 料	年度末受給者	675	682	713	657	663	609
	延べ支給件数	675	682	713	657	663	609
	支給金額	141,075	144,410	151,156	139,284	142,212	132,908
合 計	年度末受給者	9,601	8,949	8,194	7,494	6,829	6,192
	延べ支給件数	112,544	104,690	95,926	87,225	79,454	71,505
	支給金額	4,511,636	4,196,234	3,852,376	3,586,184	3,385,469	3,141,678

(5) 市町別各種手当支給状況

(令和 7 年度末現在) (単位 : 人)

市町名	被爆者数	手 当 種 別				合 計	受給率
		医療特別	特 別	健康管理	保 健		
佐世保市	436	14	8	351	13	386	88.5%
島原市	127	5	6	103	0	114	89.8%
諫早市	1,292	43	22	1,160	5	1,230	95.2%
大村市	492	22	11	419	5	457	92.9%
平戸市	44	0	1	35	1	37	84.1%
松浦市	24	1	1	19	0	21	87.5%
対馬市	24	0	0	22	1	23	95.8%
壱岐市	28	0	1	25	1	27	96.4%
五島市	189	8	8	158	2	176	93.1%
西海市	138	5	1	126	3	135	97.8%
雲仙市	147	3	4	137	1	145	98.6%
南島原市	119	2	3	109	0	114	95.8%
長与町	1,426	60	25	1,316	3	1,404	98.5%
時津町	1,010	31	14	949	1	995	98.5%
東彼杵町	29	1	1	27	0	29	100.0%
川棚町	75	3	2	64	1	70	93.3%
波佐見町	20	2	0	15	0	17	85.0%
小値賀町	4	0	0	3	0	3	75.0%
佐々町	13	0	0	13	0	13	100.0%
新上五島町	74	1	1	68	0	70	94.6%
県所管国内計(A)	5,711	201	109	5,119	37	5,466	95.7%
国名	被爆者数	医療特別	特 別	健康管理	保 健	合 計	受給率
韓国	51	6	5	40	0	51	100.0%
中国	5	0	0	5	0	5	100.0%
アメリカ	7	0	0	3	0	3	42.9%
ブラジル	10	0	1	8	0	9	90.0%
ポリビア	1	0	0	1	0	1	100.0%
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0.0%
タイ王国	0	0	0	0	0	0	0.0%
県所管国外計(B)	74	6	6	57	0	69	93.2%
長崎県(A) + (B)	5,785	207	115	5,176	37	5,535	95.7%
長崎市	15,582	799	398	14,115	34	15,346	98.5%
合計	21,367	1,006	513	19,291	71	20,881	97.7%

(注) () 内は、原子爆弾小頭症手当支給状況 (再掲)

(6)保健所別各種手当支給状況

(令和 7 年度末現在) (単位 : 人)

保健所名	被爆者数	手 当 種 別				合 計	受給率
		医療特別	特 別	健康管理	保 健		
佐世保市保健所	436	14	8	351	13	386	88.5%
西彼保健所	2,574	96	40	2,391	7	2,534	98.4%
県央保健所	1,908	71	36	1,685	11	1,803	94.5%
県南保健所	393	10	13	349	1	373	94.9%
県北保健所	81	1	2	67	1	71	87.7%
五島保健所	189	8	8	158	2	176	93.1%
上五島保健所	78	1	1	71	0	73	93.6%
壱岐保健所	28	0	1	25	1	27	96.4%
対馬保健所	24	0	0	22	1	23	95.8%
県所管計	5,711	201	109	5,119	37	5,466	95.7%

(7)都道府県別原爆被爆者各種手当支給状況

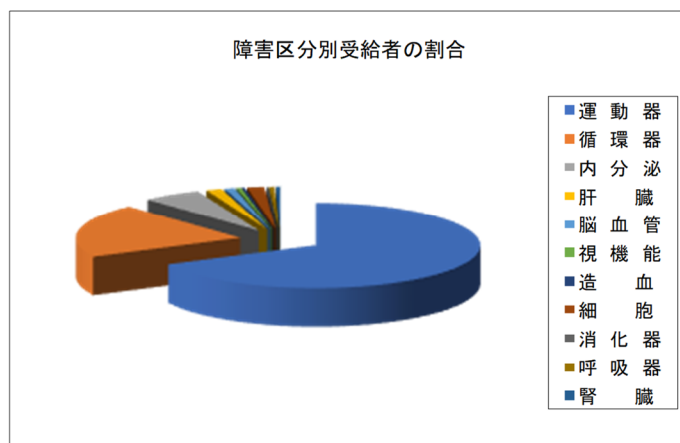
(令和7年度末現在)

手当 県名	医療特別 手当	特別手当	原爆小頭 症手当	健康管理 手当	保 健 手 当			介護手当	家族介護 手 当	葬 祭 料
					一般分	増額分	計			
北海道	9	6	1	103	8	0	8	0	0	19
青森	1	3	0	24	0	0	0	0	45	2
岩手	0	0	0	11	0	0	0	0	0	2
宮城	0	1	0	61	1	0	1	0	12	10
秋田	0	0	0	10	0	0	0	0	0	4
山形	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0
福島	2	0	0	28	2	1	3	12	0	4
茨城	5	6	0	166	9	0	9	0	60	21
栃木	4	4	0	73	6	0	6	0	12	6
群馬	4	2	0	48	6	1	7	5	12	6
埼玉	41	32	0	762	47	5	52	0	12	63
千葉	55	26	0	982	58	7	65	0	36	101
東京	190	102	0	2,205	111	22	133	1,204	246	231
神奈川	85	68	1	1,841	87	18	105	73	48	162
新潟	2	2	0	28	1	0	1	0	8	4
富山	4	1	0	15	3	0	3	0	0	1
石川	1	0	0	32	1	0	1	0	0	6
福井	1	1	0	27	1	0	1	1	0	0
山梨	1	0	0	32	3	0	3	0	0	1
長野	3	1	0	50	5	0	5	0	0	8
岐阜	14	1	0	142	3	1	4	16	39	16
静岡	20	6	0	223	10	1	11	40	46	25
愛知	48	21	0	887	40	6	46	12	34	83
三重	11	2	0	142	5	2	7	15	14	10
滋賀	6	7	0	124	13	1	14	0	0	15
京都	17	19	0	408	32	5	37	72	16	48
大阪	110	74	1	2,460	87	13	100	43	121	199
兵庫	129	18	0	1,372	47	14	61	48	110	146
奈良	11	8	0	203	27	0	27	0	12	28
和歌山	5	0	0	84	10	0	10	0	12	9
鳥取	1	1	0	98	2	0	2	0	0	12
島根	3	1	0	314	6	2	8	0	24	60
岡山	20	17	0	528	28	7	35	12	13	75
広島	363	290	1	9,640	272	67	339	334	390	1,240
山口	44	31	1	872	108	15	123	35	29	133
徳島	0	0	0	50	2	0	2	66	2	5
香川	9	7	0	102	9	0	9	0	0	16
愛媛	16	8	0	212	21	6	27	0	0	44
高知	3	3	0	44	2	0	2	12	0	4
福岡	130	65	0	2,886	53	12	65	92	39	322
佐賀	12	11	0	322	11	4	15	0	0	52
長崎	207	115	1	5,176	31	6	37	184	538	609
熊本	30	17	0	373	12	1	13	14	69	52
大分	7	3	0	184	23	2	25	0	36	28
宮崎	10	4	0	163	5	1	6	0	0	23
鹿児島	16	1	0	220	5	0	5	0	19	27
沖縄	1	1	0	45	2	0	2	0	0	7
広島市	1,925	1,011	5	26,311	572	256	828	6,948	1,324	2,515
長崎市	799	398	0	14,115	27	7	34	1,644	4,258	1,527
合 計	4,375	2,396	11	74,201	1,814	483	2,297	10,882	7,636	7,981

(注) 医療特別手当、特別手当、原爆小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は令和7年度末支給人員である。

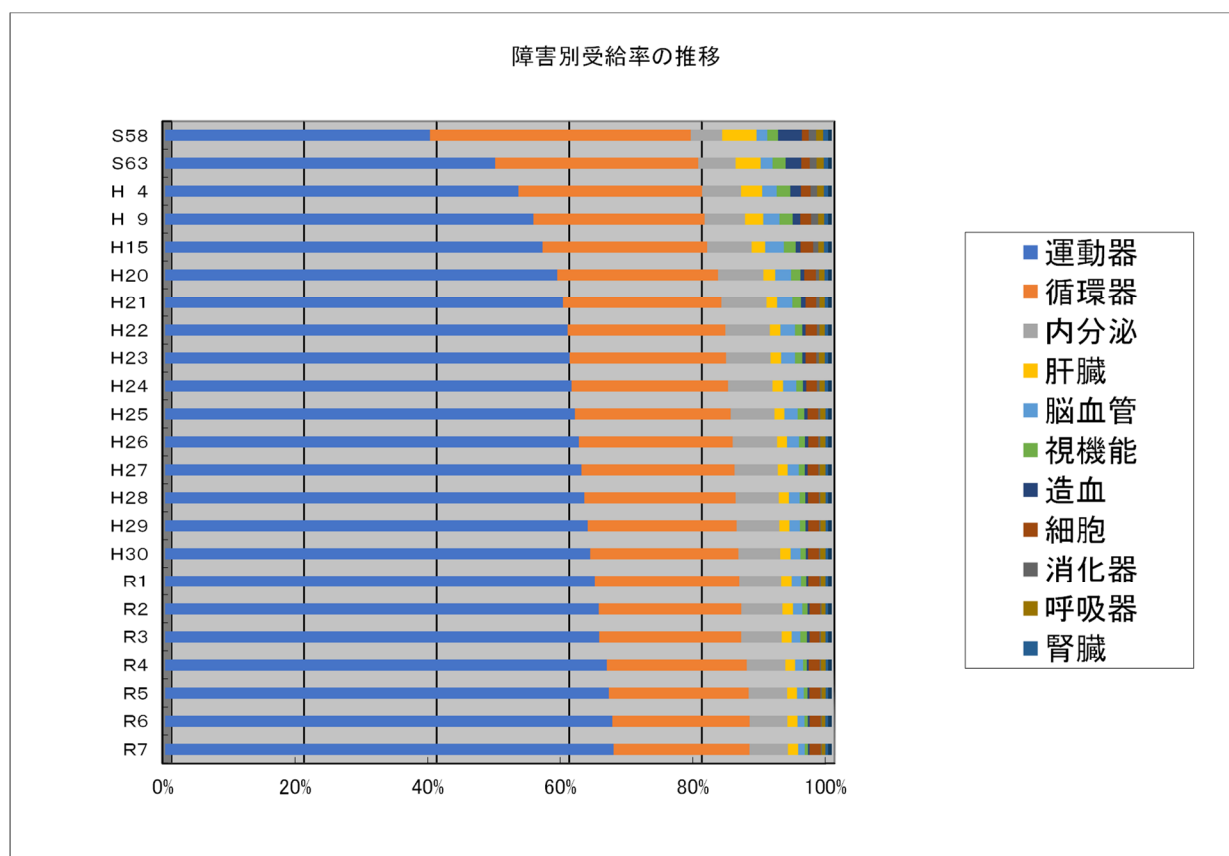
介護手当、家族介護手当及び葬祭料については令和7年度支給延件数である。

(8) 健康管理手当障害別受給率



(令和7年度末現在 単位: 人、%)

障害区分	受給者数	構成率
運動器	3,501	67.6%
循環器	1,061	20.5%
内分泌	300	5.8%
肝臓	80	1.5%
脳血管	51	1.0%
視機能	25	0.5%
造血	13	0.3%
細胞	87	1.7%
消化器	8	0.2%
呼吸器	28	0.5%
腎臓	22	0.4%
計	5,176	100.0%



障害別受給者数の推移

(単位：人、%)

区分 年度	運動器	循環器	内分泌	肝臓	脳血管	視機能	造血	細胞	消化器	呼吸器	腎臓	計
S53	4,287 (23.3%)	9,378 (51.0%)	881 (4.8%)	1,035 (5.6%)	240 (1.3%)	307 (1.7%)	1,606 (8.7%)	132 (0.7%)	85 (0.5%)	231 (1.3%)	205 (1.1%)	18,387 (100%)
S58	9,487 (39.9%)	9,343 (39.3%)	1,124 (4.7%)	1,232 (5.2%)	385 (1.6%)	386 (1.6%)	855 (3.6%)	244 (1.0%)	265 (1.1%)	251 (1.1%)	180 (0.8%)	23,752 (100%)
S63	12,219 (49.8%)	7,518 (30.6%)	1,383 (5.6%)	928 (3.8%)	440 (1.8%)	485 (2.0%)	580 (2.4%)	313 (1.3%)	251 (1.0%)	269 (1.1%)	161 (0.7%)	24,547 (100%)
H4	13,196 (53.3%)	6,858 (27.7%)	1,455 (5.9%)	791 (3.2%)	543 (2.2%)	506 (2.0%)	395 (1.6%)	366 (1.5%)	242 (1.0%)	252 (1.0%)	160 (0.6%)	24,764 (100%)
H9	13,464 (55.5%)	6,260 (25.8%)	1,476 (6.1%)	667 (2.8%)	594 (2.5%)	482 (2.0%)	277 (1.1%)	396 (1.6%)	258 (1.1%)	219 (0.9%)	147 (0.6%)	24,240 (100%)
H15	12,401 (56.9%)	5,411 (24.8%)	1,460 (6.7%)	445 (2.0%)	614 (2.8%)	389 (1.8%)	159 (0.7%)	414 (1.9%)	169 (0.8%)	188 (0.9%)	137 (0.6%)	21,787 (100%)
H20	9,987 (59.5%)	4,016 (23.9%)	1,143 (6.8%)	289 (1.7%)	404 (2.4%)	221 (1.3%)	108 (0.6%)	288 (1.7%)	95 (0.6%)	141 (0.8%)	88 (0.5%)	16,780 (100%)
H21	9,664 (60.0%)	3,850 (23.9%)	1,089 (6.8%)	258 (1.6%)	369 (2.3%)	207 (1.3%)	105 (0.7%)	265 (1.6%)	85 (0.5%)	136 (0.8%)	82 (0.5%)	16,110 (100%)
H22	9,320 (60.7%)	3,646 (23.8%)	1,030 (6.7%)	240 (1.6%)	334 (2.2%)	176 (1.1%)	81 (0.5%)	256 (1.7%)	61 (0.4%)	129 (0.8%)	78 (0.5%)	15,351 (100%)
H23	9,007 (61.0%)	3,493 (23.6%)	991 (6.7%)	230 (1.6%)	310 (2.1%)	165 (1.1%)	72 (0.5%)	242 (1.6%)	60 (0.4%)	129 (0.9%)	72 (0.5%)	14,771 (100%)
H24	8,654 (61.3%)	3,324 (23.6%)	946 (6.7%)	220 (1.6%)	286 (2.0%)	148 (1.0%)	67 (0.5%)	226 (1.6%)	51 (0.4%)	119 (0.8%)	65 (0.5%)	14,106 (100%)
H25	8,255 (61.8%)	3,131 (23.5%)	882 (6.6%)	203 (1.5%)	256 (1.9%)	130 (1.0%)	67 (0.5%)	210 (1.6%)	46 (0.3%)	112 (0.8%)	59 (0.4%)	13,351 (100%)
H26	7,863 (62.4%)	2,921 (23.2%)	837 (6.6%)	193 (1.5%)	226 (1.8%)	115 (0.9%)	59 (0.5%)	194 (1.5%)	35 (0.3%)	106 (0.8%)	53 (0.4%)	12,602 (100%)
H27	7,408 (62.8%)	2,724 (23.1%)	770 (6.5%)	176 (1.5%)	198 (1.7%)	105 (0.9%)	51 (0.4%)	191 (1.6%)	25 (0.2%)	102 (0.9%)	47 (0.4%)	11,797 (100%)
H28	7,035 (63.2%)	2,540 (22.9%)	723 (6.5%)	171 (1.5%)	180 (1.6%)	95 (0.9%)	44 (0.4%)	183 (1.6%)	23 (0.2%)	90 (0.8%)	43 (0.4%)	11,127 (100%)
H29	6,569 (63.7%)	2,315 (22.5%)	663 (6.4%)	159 (1.5%)	163 (1.6%)	87 (0.8%)	40 (0.4%)	171 (1.7%)	21 (0.2%)	80 (0.8%)	39 (0.4%)	10,307 (100%)
H30	6,206 (64.1%)	2,164 (22.4%)	611 (6.3%)	152 (1.6%)	144 (1.5%)	78 (0.8%)	31 (0.3%)	161 (1.7%)	18 (0.2%)	78 (0.8%)	38 (0.4%)	9,681 (100%)
R1	5,816 (64.8%)	1,954 (21.8%)	564 (6.3%)	140 (1.6%)	127 (1.4%)	69 (0.8%)	29 (0.3%)	149 (1.7%)	18 (0.2%)	64 (0.7%)	35 (0.4%)	8,965 (100%)
R2	5,441 (65.4%)	1,794 (21.6%)	519 (6.2%)	131 (1.6%)	114 (1.4%)	63 (0.8%)	26 (0.3%)	131 (1.6%)	15 (0.2%)	54 (0.6%)	33 (0.4%)	8,321 (100%)
R3	4,988 (65.4%)	1,632 (21.4%)	464 (6.1%)	115 (1.5%)	101 (1.3%)	80 (1.0%)	32 (0.4%)	118 (1.5%)	15 (0.2%)	51 (0.7%)	31 (0.4%)	7,627 (100%)
R4	4,640 (66.6%)	1,470 (21.1%)	402 (5.8%)	103 (1.5%)	85 (1.2%)	44 (0.6%)	21 (0.3%)	114 (1.6%)	11 (0.2%)	48 (0.7%)	25 (0.4%)	6,963 (100%)
R5	4,259 (66.9%)	1,342 (21.1%)	370 (5.8%)	94 (1.5%)	65 (1.0%)	36 (0.6%)	18 (0.3%)	105 (1.6%)	13 (0.2%)	38 (0.6%)	24 (0.4%)	6,364 (100%)
R6	3,866 (67.4%)	1,187 (20.7%)	327 (5.7%)	87 (1.5%)	60 (1.0%)	29 (0.5%)	16 (0.3%)	95 (1.7%)	9 (0.2%)	31 (0.5%)	25 (0.4%)	5,732 (100%)
R7	3,501 (67.6%)	1,061 (20.5%)	300 (5.8%)	80 (1.5%)	51 (1.0%)	25 (0.5%)	13 (0.3%)	87 (1.7%)	8 (0.2%)	28 (0.5%)	22 (0.4%)	5,176 (100%)

() 書きは、各年度の構成比

(9) 原爆症認定制度の概要

原子爆弾による放射線や熱線等が原因となって起こった健康被害については、厚生労働大臣の認定を受けると、全額国庫による医療の給付と、医療特別手当が支給される。

その認定に当たっては、厚生労働省が設置する疾病・障害認定審査会の原子爆弾被爆者医療分科会において審査が行われており、その審査方針は次のとおりである。

原爆症認定の審査方針（平成20年3月、平成21年6月改正、平成25年12月改正）

疾病・障害認定審査会運営規程（平成13年2月2日疾病・障害認定審査会決定）

第9条の規定に基づき、原爆症認定に関する審査の方針を次のように定める。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定に係る審査に当たっては、被爆者援護法の精神に則り、より被爆者救済の立場に立ち、原因確率を改め、被爆の実態に一層即したものとするため、以下に定める方針を目安として、これを行うものとする。

第1 放射線起因性の判断

放射線起因性の要件該当性の判断は、科学的知見を基本としながら、総合的に実施するものである。

特に、被爆者救済及び審査の迅速化の見地から、現在の科学的知見として放射線被曝による健康影響を肯定できる範囲に加え、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように「積極的に認定する範囲」を設定する。

1 積極的に認定する範囲

(1) 悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症

悪性腫瘍（固形がんなど）

白血病

副甲状腺機能亢進症

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約3.5 km以内である者

イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2 km以内に入市した者

ウ 原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2 km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を原則的に認定するものとする。

(2) 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

心筋梗塞

甲状腺機能低下症

慢性肝炎・肝硬変

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約2.0 km以内である者

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0 km以内に入市した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

(3) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)

放射線白内障(加齢性白内障を除く)については、
被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者
から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

これらの場合、認定の判断に当たっては、積極的に認定を行うため、申請者から可能な限り客観的な資料を求めることとするが、客観的な資料が無い場合にも、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断する。

2 1に該当する場合以外の申請について

1に該当する場合以外の申請についても、申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断するものとする。

第2 要医療性の判断

要医療性については、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断するものとする。

第3 方針の見直し

この方針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえて随時必要な見直しを行うものとする。